

令和7年第6回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年6月25日（水）9時58分から11時15分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長 8番 小川 進

委員 1番 小松 真嗣
2番 秋山 譲二
3番 酒井 笑子
4番 原 亜由美
5番 小笠原 章仁
6番 北村 栄治
7番 上池 如夫
9番 宮川 利重
10番 三谷 晴喜

4. 欠席委員（0名）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第14号 非農地証明願いについて

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 小森 紳

大豊町産業建設課産業振興班 宮崎 滉大

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第6回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

最初に、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、5番小笠原章仁委員、6番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第14号の議案に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第14号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町葛原■■■■番■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。今回、当該農地の所有者であった■■■■氏が亡くなり、相続予定者の相続放棄により、財産清算人である申請者より非農地証明の手続きがあったものです。こちらについて、6月11日に担当委員の原委員と事務局吉田、小森で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は7、8ページ写真のとおり宅地化しており、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第14号について、原委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、4番原亜由美です。申請地は事務局説明のとおり既に宅地となっており、相続放棄となっていることも含め農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔三谷委員〕

今回のような申請については、本来違反転用となっている事案かと思いますが罰則等はあるのでしょうか。

〔事務局書記〕

はい。三谷委員のおっしゃるとおり違反転用に該当し、場合により3年以下の懲役等の罰則規定もあるかと存じます。

しかし、本申請地の所有者は現在、亡くなっており、相続放棄もなされていることから、今後の耕作者はおらず、現状復旧も難しいため非農地とすることモやむを得ないものかと考えています。

また、今回のタイミングでの申請となった理由については大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の全体見直し農振農用地として指定から外れたことを受けて相続財産清算人より申請となったものです。

〔議長〕

資料写真に記載されている赤線はどういう意味か。

〔事務局書記〕

一筆の境界がわかりやすいように線を引いているものです。

〔上池委員〕

非農地としての申請があるということは、その後の活用が何か決まっているのか。

〔事務局書記〕

宅地として登記を正した後、売買となる予定と伺っています。

（他質問なし）

〔議長〕

それでは、採決いたします。議案第14号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、議案第15号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局書記より説明いたします。

資料は9ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町栗生■■■■番■■■を含め全部で3筆となっており、申請地の場所・状況は20ページから26ページに付けています。登記地目、現況地目ともに3筆すべて畑、面積は合計2,688㎡です。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は9ページに記載のとおりです。

令和7年6月13日に譲渡人、譲受人双方の立会いのもと秋山委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

お手元の資料28ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、27ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、27ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の14ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては6月13日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第15号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第15号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料31から33ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更となります。今回の変更内容については除外案件4件9筆、編入案件25件44筆となっております。

それでは除外案件について説明いたします。今回の除外案件につきましては、除外後非農地証明を申請するものと一部転用の手続きをとるものとなっております。34ページ目から位置に関する資料を添付しておりますのでご確認ください。

編入案件につきましては、中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、61,351㎡となります。

位置に関する資料は42ページ以降となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

資料33ページ記載欄に着色箇所があるがどのような意味があるのか。

〔宮崎〕

資料作成の都合上、着色したものであり、他意があるものではありません。

〔議長〕

他に意見はないようですので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第5、その他の件について、何かございませんか。

〔原委員〕

はい、何点か報告があります。以下報告内容

- ・ちいき計画座談会について
- ・総会案内通知について
- ・農業委員会活動記録簿について

〔事務局書記〕

事務局より報告いたします。以下報告内容

- ・研修及び補助金の案内
- ・ちいき計画について明治大学教授来庁予定報告

次回日程について：令和7年7月23日（水）10：00～ 第3会議室にて開催

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和7年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 5番 _____

署名委員 6番 _____